

船橋市民間認可保育所設置運営事業者募集に関する質問に対する回答
(令和8年度整備)

No	質問日	募集要項項目	質問内容	回答
1	10月21日	募集要項2(2)②ア	「応募物件の敷地については、既存の認可保育所（私立）、認定こども園、幼稚園、当該事業による整備以外に新設予定の認可保育所等の敷地（認可面積に含まれる部分に限る）から直線距離で原則200m以上離れていること。ただし、2(1)に掲げる募集地域内の各駅から直線距離で300mの範囲においては、この限りではない。」とあるが、距離制限について、下記の通り伺いたい。 ①但し書きの「各駅」とは、募集地域内全ての駅を指すのか。 ②既存保育所等から200m以内においても、同一法人であれば応募可能か。	①2(1)に掲げる新船橋駅、塚田駅、北習志野駅、飯山満駅、二和向台駅、三咲駅のみを指します。募集地域内のその他の駅は含みません。 ②利用者の利便性を考え、同一法人であっても、既存保育所等から200m以内においては、ご応募いただけません。
2	11月11日	船橋市民間認可保育所設置運営事業者応募申請書類一覧表	財務関係書類は、正本1部、副本3部の計4部提出することとなっている。1者が複数案件に応募する場合、財務関係書類は同様の内容だが、案件数の分用意する必要があるのか。 (例)5件応募する場合：正本5部、副本15部	1者が複数案件に応募する場合、いずれの案件においても財務関係書類は同一であることを前提に、副本については、案件数に関わらず、3部ご用意いただければ構いません。ただし、正本は案件数分ご用意いただく必要があります。 (例)5件応募する場合：正本5部、副本3部